

サイン整備基本ルール

平成30年3月

八王子市地域公共交通活性化協議会

案内サイン等検討分科会

目 次

1. 基本ルール策定の背景	1
2. 対象範囲	2
3. 案内サインの種類	3
4. 基本ルール	4
①表記 「表記する内容を統一する」	4
②表現 「表現や外観に一貫性をもたせる」	7
③配置 「動線に対して適切にサインを配置する」	10

1. 基本ルール策定の背景

利用者本位のターミナルを目指し、案内サインの整備について基本ルールを定めるものとする。案内サインの利用者として想定される人々は、高齢者や障害者、日本語に不慣れな人々を含む、対象範囲を利用する人々である。

本ルールは、ターミナル駅利便性向上指針に基づいて策定するものである。

ターミナル駅利便性向上指針（2017年4月 東京都）

- ターミナル駅利便性向上指針は、都内の各ターミナル駅において、案内サインの改善、乗り換え動線のバリアフリーの推進、サービスの向上に取り組むことにより、誰もがわかりやすく使いやすいターミナルの実現を目指すため、自治体、鉄道事業者、道路管理者、関係事業者等が連携して取り組む際の検討手順を示すとともに、ターミナル駅間での案内サインの統一感を確保するなど、案内サインに示された情報が利用者に同じように伝わるようにするため、特に留意すべき事項について取りまとめたものである。

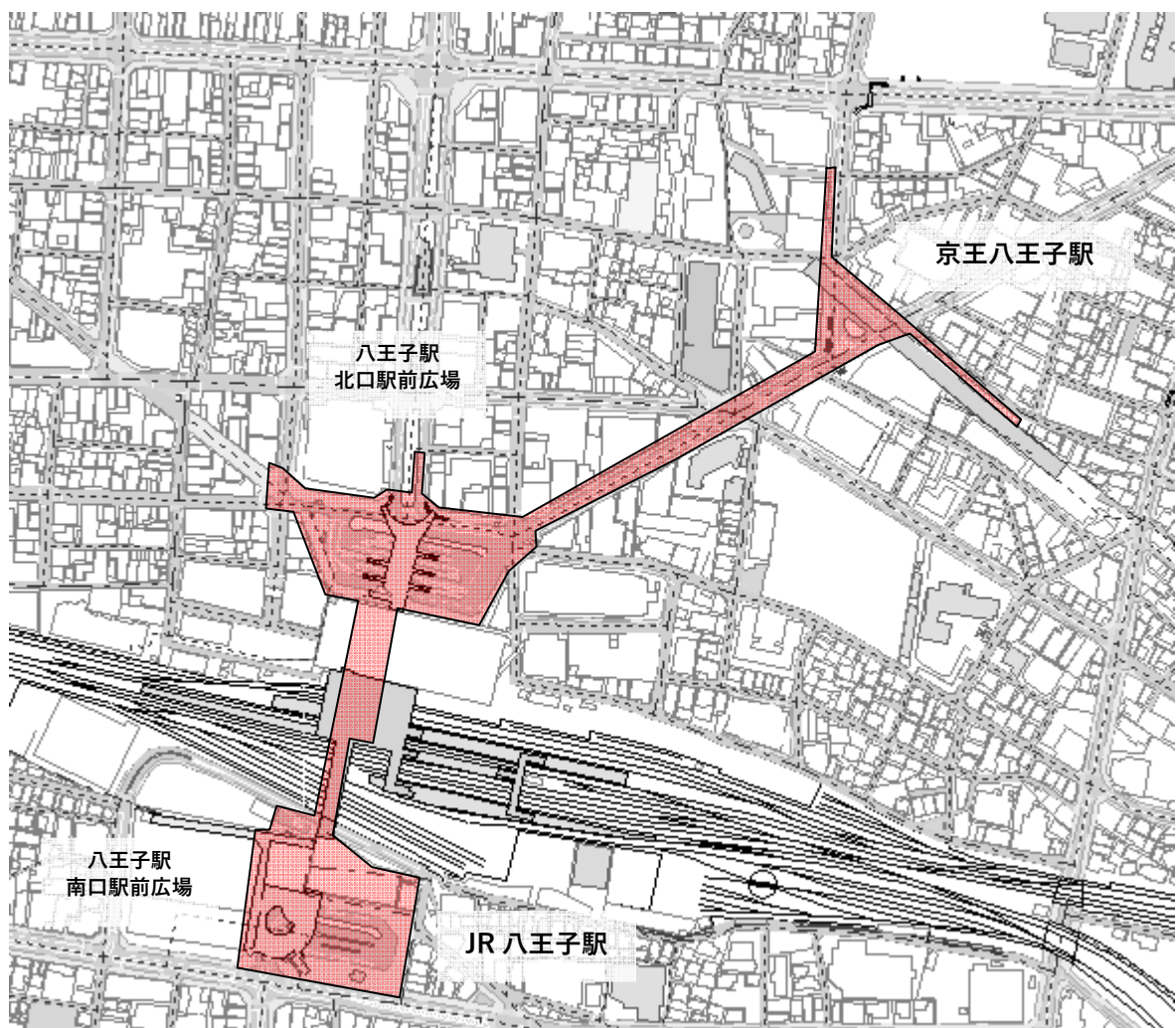
指針の基本理念

「わかりやすく、人にやさしく、もっと便利なターミナル」

2. 対象範囲

基本ルールを適用する範囲を以下の通りとする。

- ▶ 八王子駅における鉄道、バス、タクシー等の乗り換え動線の範囲
- ▶ 改札外の駅周辺共用スペース（自由通路等）、駅ビル・地下街、地上道路等
 - ・ 八王子駅南口駅前広場
 - ・ JR 八王子駅自由通路（改札外）
 - ・ 八王子駅北口駅前広場
 - ・ JR 八王子駅と京王八王子駅を結ぶ地上道路
 - ・ 京王八王子駅および駅周辺（改札外）
 - ・ 京王八王子駅 路線バスのりば



出典：八王子市

図 案内サインの検討対象範囲

3. 案内サインの種類

配置する案内サインの種類および形状を以下の通り定義する。

○案内をするサインの種類

種類	機能
指示サイン（誘導）	施設等の方向を指し示す標識
同定サイン（位置）	施設などの位置を同定する（それであると示す）標識
図解サイン（案内）	施設の位置関係を図で説明する標識

○設置形式

種類	機能
吊り下げ型	天井や梁等から吊り下げる形式
壁付け型	壁や柱に平づけする形式
自立型	床面や舗装面にアンカーを打って自立させる形式
路面表示型	路面に貼り付ける形式



出典：ターミナル駅利便性向上指針（東京都 2017年4月）を基に作成

図 案内サインの種類と設置形式

4. 基本ルール

①表記 「表記する内容を統一する」

- 表記する名称、言語、ピクトグラムは、統一した考え方を整理する。
- 使用する名称は、原則として表記集に掲載されたものとし、日本語に英語を併記することを基本とする。
- 言語の障壁を排除するため、ピクトグラムを使用する。使用するピクトグラムは、表記集に掲載されたものを基本とする。
- 情報過多を防ぐため、定められた情報の掲載を基本とする。

1) 名称・ピクトグラム

共通

- 表記する名称は、利用者が使いやすいようにできる限り短く覚えやすく、日常感覚から離れず、かつ識別性に優れたものとする。
- 表記方法は、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（平成27年2月、東京都）」（以下「東京都案内サイン標準化指針」という。）に準ずるものとする。

日本語

- 原則として国文法、現代仮名遣いにより表記する。

英語

- 固有名詞は原則としてヘボン式ローマ字により発音通りに表記する。
- 普通名詞は原則として英語訳を表記する。
- 普通名詞部分を含む固有名詞は原則として固有名詞部分を発音通りにローマ字表記し、普通名詞部分を英語で表記する。

ピクトグラム

- 言語の障壁を排除する目的に沿って、万国の多くの人々が理解可能と想定されるものを使用する。
- 使用にあたっては、標準案内用図記号を原則とする。

- 必要に応じて、東京都案内サイン標準化指針に示すピクトグラムや路線マーク等を活用する。

注) 路線マークは、ローカルに定められた文字記号のため、単体で初見の利用者が理解するのは困難である。したがって、必ず鉄道のピクトグラム、文字と併記して使用する。

その他の言語

- 多言語表記が必要となる場合は、中国語（簡体字）、ハングルを加えて4言語の表記とします。
- 日本語、英語以外の言語による案内は、案内パンフレット等の携帯可能なツールやデジタルサイネージ等の情報機器などにより提供する。

2) 掲載する情報

共通

- 各種サインの機能に応じた情報を掲載する。
- 日本語に英語を併記することを基本とする。
- 3言語以上を表示する場合には、煩雑化を避け必要な情報の伝達や判読性を確保する。

指示サイン（機能：施設等の方向を指し示す）

- 交通施設（のりば、出入口）、日本政府観光局認定外国人観光案内所、歩行移動目標地情報の掲出を原則とする。
- 歩行移動目標地として掲載する情報は、行政施設や道路名称等、公共性の高い情報を優先する。
- 必要に応じて階段、エレベーター、エスカレーター等の移動設備情報を掲出する。
- 掲載する情報の優先順位は、交通施設（のりば、出入口）、日本政府観光局認定外国人観光案内所、歩行移動目標地情報の順とする。
- 可能な限りバリアフリー経路を案内する。

同定サイン（機能：施設等の位置を同定する）

- 当該交通施設（のりば、出入口）の名称を掲出する。

図解サイン（機能：施設の位置関係等を図で説明する）

- 図解サインは、現在地、交通施設（のりば、出入口）、日本政府観光局認定外国人観光案内所、歩行移動目標地、及び次頁の「駅周辺図解サインに表示する情報内容」に沿って選定された情報の掲出を原則とする。

駅周辺図解サインに表示する情報内容

東京都案内サイン標準化指針		本ルールにおける施設名称の掲載基準 (※は JIS ピクトグラムのみ表示)	
情報内容	情報内容例		
街区・道路・地点	地勢等	山、湾、島、半島、河川、湖、池、堀、埠頭、運河、棧橋	左記のうち該当するもの
	街区等	市、区、街、街区	区、街、街区
	道路	高速道路、国道、都道府県道、有名な通称名のある道路	有名な通称名のある道路
	地点	インターチェンジ交差点、有名な橋	有名な橋
	交通施設	鉄軌道路線、鉄軌道駅、バスのりば、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、駐車場、地下道出入口・歩道橋	鉄道駅、バスターミナル
	旅客施設周辺の移動円滑化整備	公衆便所、エレベーター、エスカレーター、傾斜路	公衆便所※、エレベーター※
	情報拠点	案内所	案内所※
	非常時	避難場所	避難場所（場所名と JIS ピクトグラム表示）
観光・ショッピング施設	観光名所	景勝地、旧跡、歴史的建造物、大規模公園、全国的な有名地	国または都指定文化財、都選定歴史的建造物に選定されている建造物
	大規模集客施設	大規模モール、国際展示場、国際会議場、テーマパーク、大規模遊園地、大規模動物園	①『Business Events Tokyo』（公益財団法人東京観光財団）に掲載されている施設
	ショッピング施設	大型商業ビル、地下街、百貨店、有名店舗、卸売市場	②百貨店協会会員 ③日本ショッピングセンター協会会員
文化・生活施設	文化施設	博物館、美術館、劇場、ホール、公会堂、会議場、公立図書館	『東京ハンディガイド』または『Business Events Tokyo』（ともに公益財団法人東京観光財団）に掲載されている施設、公立図書館
	スポーツ施設	大規模競技場、体育館、武道館、総合スポーツ施設	大規模競技場、公共の体育館、総合スポーツ施設
	宿泊集会施設	ホテル、結婚式場、葬祭場	『東京ハンディマップ』（公益財団法人東京観光財団）に掲載されているホテル
その他	行政施設	中央官庁またはその出先機関、都道府県庁、市役所、区役所、警察署、交番、消防署、裁判所、税務署、法務局、郵便局、運転免許試験所、職業安定所、大使館、領事館	左記のうち該当する施設（交番は JIS ピクトグラムのみ表示）
	医療福祉施設	公立病院、総合病院、大学病院、保健所、福祉事務所、大規模な福祉施設	公立病院、総合病院、大学病院
	産業施設	放送局、新聞社、大規模な工場、大規模な事務所ビル	公益企業の本支店、公共交通事業者の本支社
	教育研究施設	大学、高等学校、中学校、小学校、大規模なその他の学校、大規模な研究所	キャンパスのある大学・高等学校・専修学校

②表現 「表現や外観に一貫性をもたせる」

- ターミナル内の移動に伴い必要な情報を見失わないよう、レイアウト、書体、色彩に一貫性をもたせる。
- 利用者がどこにいても同じ機能のサインであることを容易に認識できるよう、外観に一貫性をもたせる。

1) 文字

- 書体は視認性の優れた角ゴシック体を基本とし、以下を目安に字画の太さも工夫する。
 - 遠・中距離：太めの書体（例：指示サインの見出し）
 - 近距離：細めの書体（例：マップの表示）
- 文字とピクトグラムを組み合わせる場合、ピクトグラムの視認性は文字と同等かそれ以上を確保する。
- 視力の低下した高齢者等に配慮し、下表を目安に視距離に応じた大きさを選択する。

サイン種類・視距離に応じた文字の目安サイズ

サイン種類例	視距離	和文字文字高	英文文字高
吊下げ型の 指示・同定サイン	30m	120 mm以上	90 mm以上
	20m	80 mm以上	60 mm以上
図解サインの 見出し	10m	40 mm以上	30 mm以上
自立型・壁付型の 図解サイン	4～5m	20 mm以上	15 mm以上
	1～2m	9 mm以上	7 mm以上

出典：「公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック」
交通エコロジー・モビリティ財団 2002年11月

2) 色彩

- 図色と地色の明度の差を大きくすること等により、容易に識別できるものとする。
- 高齢者に多い白内障に配慮し、青と黒、黄と白の組み合わせは用いない。
- 色覚異常の当事者に配慮した配色とするとともに、表示要素ごとの明度の差を確保する。

- 安全色に関する色彩、出口に関する色彩は JIS 規格に倣ったものとする。
- 色彩の利用にあたっては、利用者が迷うことがないように、事業者間の統一性、情報の連続性に配慮する。

3) レイアウト

指示サイン：

- 左右誘導の場合は表示要素全体をそれぞれの指示方向に寄せ、上下の場合はセンターに置くレイアウトを基本とする。
- ひとつの表示面に複数の指示方向を表示する場合には、各々がどの矢印に関わる情報であるかを明確にするために十分に離してレイアウトすることを基本とする。十分に離すことができない場合は分けするための縦線を入れる。
- 表示の順序は、矢印、ピクトグラム、日本語名称と英語名称の縦列表示、路線マーク、歩行移動目標地情報の順を基本とし、左指示(←)、及び上下指示(↑↓)の場合には各要素を左から並べ、右指示(→)の場合には右から並べる。

(1) 直進指示



(2) 左指示



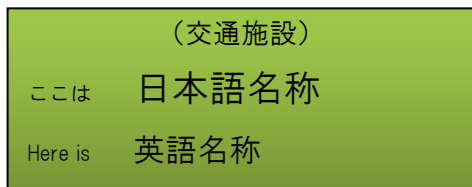
(3) 右指示



基本的なレイアウトの例

同定サイン：

- 遠くから視認できるように十分な大きさと、交通施設の日本語名称と英語名称を縦に並べて掲載する。



図解サイン：

- 図解サインの向きは、掲出する空間上の左右方向と図上の左右方向を合わせて表示する。



③配置 「動線に対して適切にサインを配置する」

- 歩行者動線に対し、サインが確実に機能するよう設置する
- 各事業者の垣根を越えて、案内サインが途切れないよう連続的に配置する
- 商業広告の設置位置はサインに対する認知の障害とならないよう調整する

1) 配置基準

指示・同定サイン

- 利用者の円滑な移動を妨げないよう配慮しつつ動線と対面する向きに掲出する。動線分岐点においても同様である。
- 視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとする。
- 同定サインは、現在位置の確認ができるよう、図解サインの上部に掲出することを基本とする。
- 指示サインは、利用者の動線に沿って連続的にたどれるよう、一定間隔に繰り返して掲出する。
- 階段の上り口、下り口では行き先方向を示す指示サインを配置する。
- 指示サインの配置間隔は下表の目安を基本とし、各箇所の天井高や設置可能な器具の大きさ等、個別の特徴に応じて設定する。

指示サイン配置間隔の目安

設置形式	天井高	器具の高さ	配置間隔
吊下げ型	2800mm 程度 (床面から器具下端まで 2500mm 程度)	300mm (和文字文字高 80mm 程度)	30~40m
	3100mm 程度 (床面から器具下端まで 2700mm 程度)	400mm (和文字文字高 120mm 程度)	45~60m

出典：「公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック」
交通エコロジー・モビリティ財団 2002年11月

図解サイン

- 図解サインは歩行者及び車いす使用者が共通して読みやすい高さとする。地面から表示盤中央まで1,250～1,350 mmを目安とする。
- 出入口付近や改札口付近からそれぞれ視認でき、利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置することを基本とする。
- 各交通施設の最も認知しやすい位置に見やすい大きさに配置することを原則とするとともに、交通施設を結ぶ経路上においてもターミナル内における移動経路を確認する箇所に配置する。
- 配置間隔は下表の目安を基本とし、箇所ごとの個別の特徴に応じて設定する。

図解サイン配置間隔の目安

設置形式	配置間隔
壁付型・自立型（+路面表示型）	60～80m

参考：「公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック」
交通エコロジー・モビリティ財団 2002年11月

2) 商業広告との位置調整

- 利用者の円滑な移動を確保するために、案内サインを優先する。
- 広告物はサインに対する利用者の視認性を妨げないよう、重ならない箇所に設置する。